

岐医発第 2153 号  
令和 2 年 12 月 18 日

地域医師会長 各位

岐阜県医師会  
会長 河合 直樹

新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する医療機関に対する  
調査について

見出しの件につきまして、日本医師会並びに岐阜県から通知がありましたので、お知らせ致します。

新型コロナウイルス感染症について、社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査（いわゆる自費検査）について、利用者が各検査機関で提供される検査の内容や価格等を理解したうえで検査機関を選択し、検査を受けられるようにすることが重要であることから、自費検査を実施する検査機関の情報をオープンデータとして厚生労働省ホームページに公表することとなりました。

また、岐阜県から、地域医師会に対しまして、自費検査を実施する医療機関への周知を依頼されており、電子メールで通知がなされるとのことであります。

つきましては、貴会におかれましては、本件についてご了知のうえ、該当医療機関への周知に付き、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は、岐阜県医師会ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報：医師向け情報」に掲載されますことを申し添えます。

担当者	岐阜県医師会 事務局 田宮		
T E L	058(274)1111	内線	211
F A X	058(271)1651		

事 務 連 絡  
令和2年12月18日

一般社団法人岐阜県医師会長 様

岐阜県健康福祉部  
感染症対策推進課長

新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する  
医療機関に対する調査について

新型コロナウイルス感染症について、社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査（いわゆる自費検査）については、検査ニーズに対応できる環境の整備が求められており、その利用者への情報提供や検査機関の留意事項等は、「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する医療機関が情報提供すべき事項の周知および協力依頼について」（令和2年11月24日付け事務連絡）において通知されているところです。

このたび、「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査に係る調査への協力依頼について（依頼）」（令和2年12月14日付け事務連絡）にて、自費検査の実施を希望する医療機関について調査があったため、別紙(写)のとおり郡市医師会を通じ、各医療機関へ通知しますのでご承知おきください。

岐阜県 健康福祉部 感染症対策推進課 医療・検査体制対策室 検査対策係 係長 三浦、 担当 今村
--

岐阜市藪田南 2-1-1 (〒500-8570) TEL058-272-1111 (内 3873)
--

事務連絡  
令和2年12月18日

一般社団法人岐阜県病院協会長  
郡市医師会長

} 様

岐阜県健康福祉部  
感染症対策推進課長

新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する  
医療機関に対する調査について

新型コロナウイルス感染症について、社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査（いわゆる自費検査）については、検査ニーズに対応できる環境の整備が求められています。

つきましては、下記の事項に同意の上、自費検査の実施を希望する医療機関（以下「検査機関」という。）について、取りまとめを行いますので、管内医療機関に周知願います。自費検査の実施を希望する医療機関については個別に、令和2年12月24日（木）までに、別紙調査事項入力シートと別紙「誓約書兼同意書」の両方を下記担当及び厚生労働省あてメールにて提出をお願いします。

記

<同意事項>

- ・検査機関の情報（別紙1「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する機関が利用者に情報提供すべき事項」）は、自院のホームページに掲載し、利用者に周知すること。
- ・調査事項入力シートに記載の内容は、年内を目途に、厚生労働省のホームページにおいてオープンデータとして掲載予定であります。
- ・検査機関は別紙2について留意いただき、また、利用者に対して周知すること。

<提出先>

○岐阜県 感染症対策推進課 検査対策係 今村宛  
mail : [imamura-junya@pref.gifu.lg.jp](mailto:imamura-junya@pref.gifu.lg.jp)

○厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部検査班  
mail : [jihikensa@mhlw.go.jp](mailto:jihikensa@mhlw.go.jp)

岐阜県 健康福祉部 感染症対策推進課 医療・検査体制対策室 検査対策係 係長 三浦、 担当 今村 <a href="mailto:imamura-junya@pref.gifu.lg.jp">imamura-junya@pref.gifu.lg.jp</a>
--

岐阜市藪田南 2-1-1 (〒500-8570) TEL058-272-1111 (内 3873)
--

(別紙1)

新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する機関が利用者に情報提供すべき事項

○ホームページ等で利用者へ情報開示する事項

- (1) 利用者に検査を提供する機関（医療機関、検査（分析）機関）の基本情報、問い合わせ先（名称、住所、受付時間、電話番号、メールアドレス等）
- (2) 自費による検査である旨と検査費用（検査1回あたりに費用）
- (3) 検査費用に含まれるサービスの内容（検査分析、検体の配送等）
- (4) 検査（分析）を実施する機関の種類（①医療機関、②衛生検査所、③その他）
- (5) 医師による診断の有無
- (6) 医師の診断がない場合、陽性の際に診療を受けられる提携医療機関の有無
- (7) 海外渡航用の陰性証明書の交付の可否
- (8) 検査（分析）方法（PCR法、LAMP法、抗原定量等）
- (9) 検体採取方法（唾液、鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液等）
- (10) 検査時間（検査の開始から検査結果の通知までに要する日数・時間）
- (11) 検査人数（実施数）
- (12) その他、以下の該当項目がある場合にはその旨を明示すること
  - ・検査方法が「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」に準拠したものである場合
  - ・精度の確保に係る責任者を配置している場合
  - ・精度の確保に係る各種標準作業書・日誌等を作成している場合
  - ・検査（分析）機関が内部精度管理を行っている場合
  - ・検査（分析）機関が外部精度管理調査の受検を行っている場合
  - ・検査方法（検体採取・保管・輸送・分析の方法）に関する書面の交付がある場合

(別紙2)

自費検査を利用する者が検査機関を選ぶ際に留意すべき事項

- ・発熱や咳などの症状がある場合は、行政検査の対象となりうるので、まずは身近な医療機関に相談してください。
- ・検査機関で提供される検査の内容、費用、検査結果の通知に要する日数などの基本的な事項を事前に確認しましょう。特に、自費検査の場合、その費用は原則、自己負担となることに注意が必要です。
- ・医療機関と衛生検査所には、検査の精度を確保するために一定の基準を満たすことが求められています。
- ・検査機関によっては、検査を行い、その結果を通知するのみで、医師の診断を伴わない機関もあります。たとえ検査結果が陰性であっても、医師により感染していないと診断されない限りは、感染していないとはいえません。
- ・医師による判断を伴わない検査で結果が陽性の場合、検査機関に提携医療機関がある場合には検査を受ける者の同意に基づき、検査機関から医療機関に検査結果（陽性）が報告されます。提携医療機関がない場合には、自分で受診相談センターまたは身近な医療機関に相談しましょう。身近な医療機関を受診する場合、事前に電話で連絡をしてください。相談の結果、医療機関で再度検査が必要になる場合もあります。
- ・医師による診断を伴う検査または提携医療機関等の医師により新型コロナウイルスに感染したと診断された場合には、医師が感染症法に基づく届出を保健所に行うこととなります。
- ・検査には、その性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性になること（偽陽性）があります。
- ・検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、陰性であっても、感染早期のためウイルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性があるため、感染予防に努める注意が必要です。

自費検査を実施する検査機関が特に留意すべき事項

- ・自費検査を受ける方に発熱や咳などの症状がある場合は、身近な医療機関に相談することが必要です。
- ・医師による診断を伴わない検査を提供する検査機関においては、あらかじめ提携医療機関を決めておき、被検者本人の同意を得た上で、検査結果が陽性となった者については、速やかに提携医療機関等に検査結果を連絡し、検査機関または連携医療機関等から被検者本人に対して、受診を推奨してください。連携医療機関がない場合には、利用者に受診相談センターまたは医療機関に相談するよう促してください。併せて、医療機関等への相談の結果、医療機関等で再度検査が必要になる場合があることも伝えてください。
- ・医師による診断を伴う検査または提携医療機関等の医師により新型コロナウイルス

に感染したと判断された場合には、医師が感染症法に基づく届出を行うことになることを利用者に説明してください。（なお、感染症法に基づく届出は原則として、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）への入力により行っていたことになります。）

- ・医療機関が新型コロナウイルス感染症に係る診断を行わずに検査のみを行うことは適切ではありません。
- ・検査結果について偽陽性・偽陰性の可能性があることを利用者に説明してください。
- ・検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、陰性であっても、感染早期のためウイルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性があり、感染予防を行う必要があることを利用者に具体的に指導してください。

事務連絡  
令和2年12月14日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に関する自費検査に係る調査への協力について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策については、日頃より御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先日、新型コロナウイルス感染症について、社会経済活動の中で本人等の希望により自己負担で実施する検査（いわゆる自費検査）については、「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する検査機関が情報提供すべき事項の周知および協力依頼について」（令和2年11月24日付け事務連絡）において、自費検査を提供する検査機関に対して情報提供を依頼したところです。

これに関連して、利用者が、各検査機関が提供する検査の内容や価格等を理解した上で検査機関を選択し、検査を受けられるようにすることが重要であることから、自費検査を実施する検査機関の情報をオープンデータとして厚生労働省ホームページにて公表することといたします。

については、管内の医療機関及び衛生検査所に対し、Microsoft Excel 形式の調査項目ファイルと「新型コロナウイルス感染症の自費検査調査及びその結果の公表に係る誓約書兼同意書」を送付していただき、利用者へ自費検査を提供している検査機関において、別添の記入要領を参照の上、調査項目と誓約書兼同意書に記入していただき、調査項目ファイルと誓約書兼同意書の両方を各都道府県および厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部検査班（jihikensa@mhlw.go.jp）宛に送付するよう依頼していただくようお願いいたします。なお、本調査への回答は任意です（医療機関、衛生検査所以外の機関についても把握している範囲で送付願います）。

その上で、各都道府県におかれましては、検査機関からの回答内容を確認の上、管内の検査機関（医療機関、衛生検査所等）分を1枚のExcel Sheetに取りまとめた上で、12月25日（金）までに厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部検査班（jihikensa@mhlw.go.jp）宛に送付するようお願いいたします。

なお、誓約書兼同意書につきましては、厚生労働省においても検査機関から直接、受領することとなるため、再度、都道府県から厚生労働省に送付いただく必要はありません。

以上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。





(別添)

### <記入要領>

別送する Microsoft Excel ファイルの調査項目については、以下を参考に御記入ください。

- 「**名称**」: 利用者に検査を提供する機関の名称を記入してください。
- 「**住所**」: 利用者に検査を提供する機関の住所（郵便番号、都道府県、市町村、市町村以下の住所）を記入してください。主として郵送検査を行っている機関については、主たる事業所の所在地を記入してください。
- 「**受付時間**」: 検査の受付を行っている時間（土日対応の有無を含む。）を記入してください。例えば、オンラインで24時間受付を行っている場合にはその旨を記入してください。
- 「**電話番号**」: 利用者に検査を提供する機関の電話番号を記入してください。ここに記入された電話番号は、厚生労働省のホームページでも公表されますのでご注意ください。
- 「**URL**」: 利用者に検査を提供する機関のウェブサイトのURLを記入してください。
- 「**メールアドレス**」: 利用者に検査を提供する機関の問合せ用のメールアドレスを記入してください。
- 「**自費検査費用**」: 自費検査1回当たりの費用を記入してください。複数の価格帯がある場合にはすべて記入してください。
- 「**検査費用に含まれるサービスの内容**」: 検査分析、検体送料など「自費検査費用」に含まれているサービス内容について記入してください。
- 「**検査以外の費用**」: 検査費用とは別に、診断料や検体送料を設定している場合には、こちらに記入してください。
- 「**検査分析を実施する機関の種類**」: ①医療機関、②衛生検査所、③その他から選択してください。（例えば、医療機関が検査分析業務を衛生検査所に委託している場合には、衛生検査所を選択してください。）
- 「**診断を行う医師の属性**」: 「検査を提供する機関の医師による診断」と「提携医療機関の医師による診断」から選択してください。
- 「**海外渡航用の陰性証明書の交付の可否**」: 海外渡航用の陰性証明書の交付ができる場合（提携医療機関が交付する場合も含む。）には「○」を、できない場合には「×」を選択してください。
- 「**海外渡航用の陰性証明書の交付が可能な言語**」: 海外渡航用の陰性証明書の交付が可能な場合には、対応できる言語を全て記入してください。

「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(TeCOT)利用の有無」:「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(TeCOT)」(<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>)を利用されている機関である場合には「○」を、掲載されていない場合には「×」を選択してください。

「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」掲載の有無」:「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05774.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html))に掲載されている場合には「○」を、掲載されていない場合には「×」を選択してください。

「検査分析方法」:実施している検査分析について、PCR法、LAMP法、抗原定量等の分析方法を記入してください。

「検体採取方法」:実施している検体採取について、唾液、鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液等の採取方法を記入してください。

「検査時間」:検査の開始から検査結果の通知までに要する日数・時間を具体的に記入してください。

「検査人数」:これまでに提供した自費検査のうち、1週間あたりの最大検査人数を記入してください。

「検査方法が「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針」に準拠している」:検査方法が「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000696202.pdf>)に準拠している場合には「○」を、準拠していない場合には「×」を選択してください。

「検査分析機関が精度の確保に係る責任者を配置している」:精度の確保に係る責任者を配置している場合には「○」を、配置していない場合には「×」を選択してください。

「検査分析機関が精度の確保に係る各種標準作業書・日誌等を作成している」:精度の確保に係る各種標準作業書・日誌等を作成している場合には「○」を、作成していない場合には「×」を選択してください。

「検査分析機関が内部精度管理を行っている」:検査分析機関が内部精度管理を行っている場合には「○」を、行っていない場合には「×」を選択してください。

「検査分析機関が外部精度管理調査の受検を行っている」:検査分析機関が外部精度管理調査の受検を行っている場合には「○」を、行っていない場合には「×」を選択してください。

「検査方法に関する書面の交付がある」:検査方法(検体採取・保管・輸送・分析の方法)に関する書面の交付がある場合には「○」を、ない場合には「×」を選択してください。

新型コロナウイルス感染症の自費検査調査及びその結果の公表に係る  
誓約書兼同意書

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の自費検査を受けようとする皆様が、提供される検査の内容について事前に理解した上で検査を受けていただけるよう、全国の検査機関（医療機関、衛生検査所等）の御協力の下、各検査機関が提供する自費検査に関する情報を調査し、その結果を（原則としてExcel ファイルに入力していただいた情報のまま）オープンデータ化し、「新型コロナウイルス感染症の自費検査を提供する検査機関リスト」として、厚生労働省ホームページ上で公表することとしています。

自費検査を提供する検査機関の皆様におかれましては、別添のExcel ファイルへの回答の入力をお願いします。

厚生労働省ホームページへの掲載については、以下に記載された「誓約・同意事項」のすべてに誓約・同意をいただける検査機関からの回答結果のみ、オープンデータとして掲載させていただきます。なお、本調査への回答は任意です。

<誓約・同意事項>

- ・ 回答内容に虚偽又は不正確な情報が含まれていないこと
- ・ 回答内容に含まれる情報に変更が生じた場合には、速やかに、都道府県及び厚生労働省に当該情報の修正を連絡すること
- ・ 検査機関の回答内容に起因又は関連する苦情や請求等については、当該検査機関の責任において対応し、厚生労働省はかかる苦情や請求等について一切の責任を負わないこと
- ・ 検査機関の回答内容に起因又は関連して厚生労働省が何らかの損害を被った場合には、当該検査機関がかかる損害を補償すること
- ・ 虚偽又は不正確な情報を含む回答を提出したことが判明した検査機関については、「新型コロナウイルス感染症の自費検査を提供する検査機関リスト」から検査機関の名称その他の回答内容を削除し、その後の掲載を拒否する場合があること
- ・ 回答内容は、原則として回答時のままの内容で、厚生労働省ホームページ上にオープンデータとして掲載されること
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する検査機関が情報提供すべき事項の周知および協力依頼について」（令和2年11月24日付け事務連絡）の（別添1）「2. 利用者に説明する事項」について、事前に利用者に対して説明を行っていること
- ・ 医師による診断を伴わない検査を提供する検査機関の場合には、厚生労働省から提携医療機関を決めるよう要請されている趣旨に鑑み、現に医療機関と提携していること

上記全ての事項について誓約・同意した上で、回答します。

検査機関名： \_\_\_\_\_

事務連絡  
令和2年11月24日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する  
検査機関が情報提供すべき事項の周知および協力依頼について

新型コロナウイルス感染症について、社会経済活動の中で本人等の希望により全額自己負担で実施する検査（いわゆる自費検査）については、検査ニーズに対応できる環境の整備が求められており、利用者が、各検査機関が提供する検査の内容や価格、陽性が判明した際の対応等を理解した上で検査機関を選択し、検査を受けられるようにすることが重要である。

このため、利用者が必要な情報を得られるように、今般、「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する機関が情報提供すべき事項」（別添1）をとりまとめ、検査機関に対して、「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する機関が情報提供すべき事項」に基づく検査内容等の情報開示と、検査を利用する者に受検に当たっての留意事項の説明をお願いすることとした。

貴職におかれては、管下の医療機関、衛生検査所等に対し、「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する機関が情報提供すべき事項」について周知するとともに協力を依頼願いたい。

また、自費検査を受ける際の、利用者と検査機関に向けた留意事項を別添2のとおりまとめ、厚生労働省ホームページで掲載している。

さらに、感染症対策の観点から、医師による診断を伴わない検査を提供する検査機関においては、あらかじめ提携医療機関を決めておき、被検者本人の同意を得た上で、検査結果が陽性となった者については、速やかに提携医療機関等に検査結果を連絡し、検査機関または提携医療機関等から被検者本人に対して受診を推奨し、新型コロナウイルス感染症の診断を行った医師から感染症法に基づく届出につなげていただきたい。

これらについても、関係者に広く周知されるよう協力いただきたい。

なお、年内を目途に、検査機関の協力を経て、「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する機関が利用者に情報提供すべき事項」を厚生労働省のホームページにおいてもオープンデータとして掲載予定である。

(別添1)

新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する機関が利用者に情報提供すべき事項

#### 1. ホームページ等で利用者へ情報開示する事項

- (1) 利用者に検査を提供する機関（医療機関、検査（分析）機関）の基本情報、問い合わせ先（名称、住所、受付時間、電話番号、メールアドレス等）
- (2) 自費による検査である旨と検査費用（検査1回当たりの費用）
- (3) 検査費用に含まれるサービスの内容（検査分析、検体の配送等）
- (4) 検査（分析）を実施する機関の種類（①医療機関、②衛生検査所、③その他）
- (5) 医師による診断の有無
- (6) 医師の診断がない場合、陽性の際に診療を受けられる提携医療機関の有無
- (7) 海外渡航用の陰性証明書の交付の可否
- (8) 検査（分析）方法（PCR法、LAMP法、抗原定量等）
- (9) 検体採取方法（唾液、鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液等）
- (10) 検査時間（検査の開始から検査結果の通知までに要する日数・時間）
- (11) 検査人数（実施数）
- (12) その他、以下の該当項目がある場合にはその旨を明示すること
  - ・検査方法が「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針」に準拠したものである場合
  - ・精度の確保に係る責任者を配置している場合
  - ・精度の確保に係る各種標準作業書・日誌等を作成している場合
  - ・検査（分析）機関が内部精度管理を行っている場合
  - ・検査（分析）機関が外部精度管理調査の受検を行っている場合
  - ・検査方法（検体採取・保管・輸送・分析の方法）に関する書面の交付がある場合

#### 2. 利用者に説明する事項

下記の留意事項を利用者にわかりやすく説明すること

- ① 発熱や咳などの症状がある場合は、身近な医療機関に相談すること
- ② 医師による診断を伴わない検査で結果が陽性の場合に、検査機関に提携医療機関がある場合には、被検者本人の同意に基づき、検査機関から医療機関に検査結果（陽性）が報告されること。提携医療機関がない場合には、自分で受診相談センターまたは身近な医療機関に相談すること。身近な医療機関を受診する場合、事前に電話すること。相談の結果、医療機関で再度検査が必要になる場合があること。
- ③ 医師による診断を伴う検査または提携医療機関等の医師により新型コロナウイルスに感染したと診断された場合には、医師が感染症法に基づく届出を行うことになること
- ④ 偽陽性・偽陰性の可能性があること
- ⑤ 検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、陰性であっても、感染早期のためウィルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性があり、感染予防に努める注意が必要であること

(別添2)

#### 自費検査を利用する者が検査機関を選ぶ際に留意すべき事項

- ・発熱や咳などの症状がある場合は、行政検査の対象となりうるので、まずは身近な医療機関に相談してください。
- ・検査機関で提供される検査の内容、費用、検査結果の通知に要する日数などの基本的な事項を事前に確認しましょう。特に、自費検査の場合、その費用は原則、自己負担となることに注意が必要です。
- ・医療機関と衛生検査所には、検査の精度を確保するために一定の基準を満たすことが求められています。
- ・検査機関によっては、検査を行い、その結果を通知するのみで、医師の診断を伴わない機関もあります。たとえ検査結果が陰性であっても、医師により感染していないと診断されない限りは、感染していないとはいえません。
- ・医師による診断を伴わない検査で結果が陽性の場合、検査機関に提携医療機関がある場合には、検査を受ける者の同意に基づき、検査機関から医療機関に検査結果（陽性）が報告されます。提携医療機関がない場合には、自分で受診相談センターまたは身近な医療機関に相談しましょう。身近な医療機関を受診する場合、事前に電話で連絡をしてください。相談の結果、医療機関で再度検査が必要になる場合もあります。
- ・医師による診断を伴う検査または提携医療機関等の医師により新型コロナウイルスに感染したと診断された場合には、医師が感染症法に基づく届出を保健所に行うことになります。
- ・検査には、その性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること（偽陰性）や、感染していないのに結果が陽性になること（偽陽性）があります。
- ・検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、陰性であっても、感染早期のためウイルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性があるため、感染予防に努める注意が必要です。

#### 自費検査を実施する検査機関が特に留意すべき事項

- ・自費検査を受ける方に発熱や咳などの症状がある場合は、身近な医療機関に相談することが必要です。
- ・医師による診断を伴わない検査を提供する検査機関においては、あらかじめ提携医療機関を決めておき、被検者本人の同意を得た上で、検査結果が陽性となった者については、速やかに提携医療機関等に検査結果を連絡し、検査機関または提携医療機関等から被検者本人に対して、受診を推奨してください。提携医療機関がない場合には、利用者に受診相談センターまたは医療機関に相談するよう促してください。併せて、医療機関等への相談の結果、医療機関等で再度検査が必要になる場合があることも伝えてください。
- ・医師による診断を伴う検査または提携医療機関等の医師により新型コロナウイルスに感染したと診断された場合には、医師が感染症法に基づく届出を行うことになることを利用者に説明してください。（なお、感染症法に基づく届出は、原則として、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）への入力により行っていただくことになります。）
- ・医療機関が新型コロナウイルス感染症に係る診断を行わずに検査のみを行うことは適切ではありません。

- ・検査結果について偽陽性・偽陰性の可能性があることを利用者に説明してください。
- ・検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、陰性であっても、感染早期のためウイルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性があり、感染予防を行う必要があることを利用者に具体的に指導してください。



(健Ⅱ377F)

令和2年12月16日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

新型コロナウイルス感染症に関する自費検査に係る調査への協力について

新型コロナウイルス感染症について、本人等の希望により全額自己負担で実施する検査（いわゆる自費検査）については、令和2年11月27日付「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する検査機関が情報提供すべき事項の周知および協力依頼について」（健Ⅱ356F）にてご連絡差し上げたところです。

今般、これに関連して、利用者が各検査機関が提供する検査の内容や価格等を理解したうえで検査機関を選択し、検査を受けられるようにすることが重要であることから、自費検査を実施する検査機関の情報をオープンデータとして厚生労働省ホームページに公表することとし、別添の通り厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）長宛て標題調査への協力依頼の事務連絡がなされましたので情報提供いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。



事 務 連 絡  
令和2年12月14日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症に関する自費検査に係る調査への協力について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策については、日頃より御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先日、新型コロナウイルス感染症について、社会経済活動の中で本人等の希望により自己負担で実施する検査（いわゆる自費検査）については、「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する検査機関が情報提供すべき事項の周知および協力依頼について」（令和2年11月24日付け事務連絡）において、自費検査を提供する検査機関に対して情報提供を依頼したところです。

これに関連して、利用者が、各検査機関が提供する検査の内容や価格等を理解した上で検査機関を選択し、検査を受けられるようにすることが重要であることから、自費検査を実施する検査機関の情報をオープンデータとして厚生労働省ホームページにて公表することといたします。

については、管内の医療機関及び衛生検査所に対し、Microsoft Excel 形式の調査項目ファイルと「新型コロナウイルス感染症の自費検査調査及びその結果の公表に係る誓約書兼同意書」を送付していただき、利用者に自費検査を提供している検査機関において、別添の記入要領を参照の上、調査項目と誓約書兼同意書に記入していただき、調査項目ファイルと誓約書兼同意書の両方を各都道府県および厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部検査班（jihikensa@mhlw.go.jp）宛に送付するよう依頼していただくようお願いいたします。なお、本調査への回答は任意です（医療機関、衛生検査所以外の機関についても把握している範囲で送付願います）。

その上で、各都道府県におかれましては、検査機関からの回答内容を確認の上、管内の検査機関（医療機関、衛生検査所等）分を1枚のExcel Sheetに取りまとめた上で、12月25日（金）までに厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部検査班（jihikensa@mhlw.go.jp）宛に送付するようお願いいたします。

なお、誓約書兼同意書につきましては、厚生労働省においても検査機関から直接、受領することとなるため、再度、都道府県から厚生労働省に送付いただく必要はありません。

以上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の自費検査調査及びその結果の公表に係る  
誓約書兼同意書

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の自費検査を受けようとする皆様が、提供される検査の内容について事前に理解した上で検査を受けていただけるよう、全国の検査機関（医療機関、衛生検査所等）の御協力の下、各検査機関が提供する自費検査に関する情報を調査し、その結果を（原則としてExcel ファイルに入力していただいた情報のまま）オープンデータ化し、「新型コロナウイルス感染症の自費検査を提供する検査機関リスト」として、厚生労働省ホームページ上で公表することとしています。

自費検査を提供する検査機関の皆様におかれましては、別添のExcel ファイルへの回答の入力をお願いします。

厚生労働省ホームページへの掲載については、以下に記載された「誓約・同意事項」のすべてに誓約・同意をいただける検査機関からの回答結果のみ、オープンデータとして掲載させていただきます。なお、本調査への回答は任意です。

＜誓約・同意事項＞

- ・ 回答内容に虚偽又は不正確な情報が含まれていないこと
- ・ 回答内容に含まれる情報に変更が生じた場合には、速やかに、都道府県及び厚生労働省に当該情報の修正を連絡すること
- ・ 検査機関の回答内容に起因又は関連する苦情や請求等については、当該検査機関の責任において対応し、厚生労働省はかかる苦情や請求等について一切の責任を負わないこと
- ・ 検査機関の回答内容に起因又は関連して厚生労働省が何らかの損害を被った場合には、当該検査機関がかかる損害を補償すること
- ・ 虚偽又は不正確な情報を含む回答を提出したことが判明した検査機関については、「新型コロナウイルス感染症の自費検査を提供する検査機関リスト」から検査機関の名称その他の回答内容を削除し、その後の掲載を拒否する場合があること
- ・ 回答内容は、原則として回答時のままの内容で、厚生労働省ホームページ上にオープンデータとして掲載されること
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を実施する検査機関が情報提供すべき事項の周知および協力依頼について」（令和2年11月24日付け事務連絡）の（別添1）「2. 利用者に説明する事項」について、事前に利用者に対して説明を行っていること
- ・ 医師による診断を伴わない検査を提供する検査機関の場合には、厚生労働省から提携医療機関を決めるよう要請されている趣旨に鑑み、現に医療機関と提携していること

上記全ての事項について誓約・同意した上で、回答します。

検査機関名：

---

(別添)

<記入要領>

別送する Microsoft Excel ファイルの調査項目については、以下を参考に御記入ください。

「名称」：利用者に検査を提供する機関の名称を記入してください。

「住所」：利用者に検査を提供する機関の住所（郵便番号、都道府県、市町村、市町村以下の住所）を記入してください。主として郵送検査を行っている機関については、主たる事業所の所在地を記入してください。

「受付時間」：検査の受付を行っている時間（土日対応の有無を含む。）を記入してください。例えば、オンラインで24時間受付を行っている場合にはその旨を記入してください。

「電話番号」：利用者に検査を提供する機関の電話番号を記入してください。ここに記入された電話番号は、厚生労働省のホームページでも公表されますのでご注意ください。

「URL」：利用者に検査を提供する機関のウェブサイトのURLを記入してください。

「メールアドレス」：利用者に検査を提供する機関の問合せ用のメールアドレスを記入してください。

「自費検査費用」：自費検査1回当たりの費用を記入してください。複数の価格帯がある場合にはすべて記入してください。

「検査費用に含まれるサービスの内容」：検査分析、検体送料など「自費検査費用」に含まれているサービス内容について記入してください。

「検査以外の費用」：検査費用とは別に、診断料や検体送料を設定している場合には、こちらに記入してください。

「検査分析を実施する機関の種類」：①医療機関、②衛生検査所、③その他から選択してください。（例えば、医療機関が検査分析業務を衛生検査所に委託している場合には、衛生検査所を選択してください。）

「診断を行う医師の属性」：「検査を提供する機関の医師による診断」と「提携医療機関の医師による診断」から選択してください。

「海外渡航用の陰性証明書の交付の可否」：海外渡航用の陰性証明書の交付ができる場合（提携医療機関が交付する場合も含む。）には「○」を、できない場合には「×」を選択してください。

「海外渡航用の陰性証明書の交付が可能な言語」：海外渡航用の陰性証明書の交付が可能な場合には、対応できる言語を全て記入してください。

「「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(TeCOT)」利用の有無」:「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター (TeCOT) 」(<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html>) を利用されている機関である場合には「○」を、掲載されていない場合には「×」を選択してください。

「「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」掲載の有無」:「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05774.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html)) に掲載されている場合には「○」を、掲載されていない場合には「×」を選択してください。

「検査分析方法」:実施している検査分析について、PCR法、LAMP法、抗原定量等の分析方法を記入してください。

「検体採取方法」:実施している検体採取について、唾液、鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液等の採取方法を記入してください。

「検査時間」:検査の開始から検査結果の通知までに要する日数・時間を具体的に記入してください。

「検査人数」:これまでに提供した自費検査のうち、1週間あたりの最大検査人数を記入してください。

「検査方法が「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針」に準拠している」:検査方法が「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 病原体検査の指針」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000696202.pdf>) に準拠している場合には「○」を、準拠していない場合には「×」を選択してください。

「検査分析機関が精度の確保に係る責任者を配置している」:精度の確保に係る責任者を配置している場合には「○」を、配置していない場合には「×」を選択してください。

「検査分析機関が精度の確保に係る各種標準作業書・日誌等を作成している」:精度の確保に係る各種標準作業書・日誌等を作成している場合には「○」を、作成していない場合には「×」を選択してください。

「検査分析機関が内部精度管理を行っている」:検査分析機関が内部精度管理を行っている場合には「○」を、行っていない場合には「×」を選択してください。

「検査分析機関が外部精度管理調査の受検を行っている」:検査分析機関が外部精度管理調査の受検を行っている場合には「○」を、行っていない場合には「×」を選択してください。

「検査方法に関する書面の交付がある」:検査方法(検体採取・保管・輸送・分析の方法)に関する書面の交付がある場合には「○」を、ない場合には「×」を選択してください。